

令和2年度

教育委員会定例会
(7月)

令和2年7月3日(金)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和2年7月3日(金) 午前10時

場所 教育長室

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

- (1) 議案第14号 人事異動(鹿屋市職員)について (P1)
- (2) 議案第15号 鹿屋市立学校管理規則の一部改正について (P3)
- (3) 議案第16号 令和2年度鹿屋市立学校給食センター運営委員の選任について (P6)

5 報告

- (1) 鹿屋市議会6月定例会の一般質問について (P9)
- (2) 令和2年度実施 鹿屋看護専門学校入学試験日程について (P19)
- (3) 社会教育委員の会議における諮問内容について (P20)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第14号

人事異動（鹿屋市職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めらる。

令和2年7月3日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和2年7月1日付けで職員的人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求めらる。

【省 略】

議案第15号

鹿屋市立学校管理規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和2年7月3日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症防止により、臨時休業を行った小学校及び中学校の児童生徒の価値ある学びの機会を保障するため、今年度における夏季休業日の特例として、夏季休業期間を短縮し、授業を実施するため、本案を提出するものである。

鹿屋市学校管理規則の一部を改正する規則

鹿屋市学校管理規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和2年度において、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染予防のため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による臨時休業を行った小学校及び中学校にあっては、第58条第1項第2号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「8月1日から8月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第16号

令和2年度鹿屋市立学校給食センター運営委員の選任について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めらる。

令和2年7月3日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立学校給食センター条例施行規則第12条に基づく委員の選任を、令和2年7月1日付けで教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求めらる。

令和2年度 鹿屋市立学校給食センター運営委員

○鹿屋市立南部学校給食センター運営委員

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	草野 芳人	鹿屋市立第一鹿屋中学校長	第12条第1項第1号
2	下松 勝浩	鹿屋市立鹿屋小学校長	第12条第1項第1号
3	田中 孝雄	鹿屋市立祓川小学校長	第12条第1項第1号
4	黒江 真一郎	鹿屋市立田崎小学校長	第12条第1項第1号
5	前田 賢治	鹿屋市立西原台小学校長	第12条第1項第1号
6	橋口 昭夫	鹿屋市立鹿屋中学校長	第12条第1項第1号
7	福井 久善	鹿屋市立東原小学校長	第12条第1項第1号
8	柿元 直子	鹿屋市立第一鹿屋中学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
9	久留島 志摩子	鹿屋市立鹿屋小学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
10	西牧 正人	鹿屋市立祓川小学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
11	田中 美由紀	鹿屋市立田崎小学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
12	大久保 恵	鹿屋市立西原台小学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
13	草葉 なおみ	鹿屋市立鹿屋中学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
14	児玉 美樹	鹿屋市立東原小学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
15	長島 未央子	鹿屋体育大学 講師 管理栄養士	第12条第1項第3号
16	森菌 敏博	薬剤師	第12条第1項第3号
17	久木田 智之	鹿屋保健所 衛生・環境課長	第12条第1項第3号
18	持永 淳子	鹿屋市役所 健康増進課保健師	第12条第1項第3号

○鹿屋市立輝北学校給食センター運営委員

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	西村 新	鹿屋市立輝北小学校長	第12条第1項第1号
2	前野 俊浩	鹿屋市立輝北中学校長	第12条第1項第1号
3	森 義之	鹿屋市立輝北小学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
4	池田 沙穂里	鹿屋市立輝北中学校 PTA 代表	第12条第1項第2号
5	吉本 里香	鹿屋市立輝北小学校給食担当者	第12条第1項第3号
6	佐野 瞳	鹿屋市立輝北中学校給食担当者	第12条第1項第3号
7	竹下 光政	鹿屋市民生委員	第12条第1項第3号
8	高田 文美	管理栄養士	第12条第1項第3号

○鹿屋市立吾平学校給食センター運営委員

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	深川 光久	鹿屋市立吾平小学校長	第12条第1項第1号
2	中村 成美	鹿屋市立鶴峰小学校長	第12条第1項第1号
3	岩屋 芳文	鹿屋市立下名小学校長	第12条第1項第1号
4	<u>湊川 彰</u>	<u>鹿屋市立吾平中学校長</u>	第12条第1項第1号
5	門田 賢	鹿屋市立吾平小学校PTA副会長	第12条第1項第2号
6	<u>西元 友和</u>	<u>鹿屋市立下名小学校PTA会長</u>	第12条第1項第2号
7	<u>江口 光了</u>	<u>鹿屋市鶴峰小学校PTA会長</u>	第12条第1項第2号
8	<u>松元 郁江</u>	<u>鹿屋市立吾平中学校PTA副会長</u>	第12条第1項第2号
9	<u>宇戸 しづ子</u>	<u>鹿屋市立吾平小学校給食担当者</u>	第12条第1項第3号
10	<u>園田 真弓</u>	<u>鹿屋市立下名小学校給食担当者</u>	第12条第1項第3号
11	美坂 佐和子	鹿屋市立吾平中学校給食担当者	第12条第1項第3号
12	井料 忠久	学校薬剤師	第12条第1項第3号
13	田野邊 淳子	吾平地区民生委員児童委員協議会会長	第12条第1項第3号

○鹿屋市立串良学校給食センター運営委員

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	小倉 康夫	鹿屋市立細山田小学校長	第12条第1項第1号
2	福留 憲一	鹿屋市立串良小学校長	第12条第1項第1号
3	<u>矢野 智</u>	<u>鹿屋市立上小原小学校長</u>	第12条第1項第1号
4	<u>野邊 盛雅</u>	<u>鹿屋市立細山田中学校長</u>	第12条第1項第1号
5	<u>鹿島 道朗</u>	<u>鹿屋市立串良中学校長</u>	第12条第1項第1号
6	<u>福元 耕二</u>	<u>鹿屋市立上小原中学校長</u>	第12条第1項第1号
7	<u>湯元 洋一</u>	<u>鹿屋市立細山田小学校PTA会長</u>	第12条第1項第2号
8	東倉 晃	鹿屋市立串良小学校PTA会長	第12条第1項第2号
9	<u>宮城 拓哉</u>	<u>鹿屋市立上小原小学校PTA会長</u>	第12条第1項第2号
10	<u>川井田 新</u>	<u>鹿屋市立細山田中学校PTA会長</u>	第12条第1項第2号
11	<u>上之段 恵子</u>	<u>鹿屋市立串良中学校PTA副会長</u>	第12条第1項第2号
12	<u>堀田 幸子</u>	<u>鹿屋市立上小原中学校PTA副会長</u>	第12条第1項第2号
13	<u>谷口 絢女</u>	<u>鹿屋市立上小原中学校給食担当者</u>	第12条第1項第3号
14	<u>大迫 佳那</u>	<u>鹿屋市立細山田小学校給食担当者</u>	第12条第1項第3号
15	<u>湯ノ谷 一郎</u>	<u>鹿屋市立串良小学校給食担当者</u>	第12条第1項第3号
16	下藪 千恵子	民生委員・児童委員	第12条第1項第3号
17	藤崎 能子	薬剤師	第12条第1項第3号

※任期期間：令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

※1号委員…学校長 2号委員…PTA代表者が推薦 3号委員…学識経験者等

5 報告 (1) 鹿屋市議会6月定例会の一般質問について (教育委員会関係)

1	郷土愛を育む学習機会の充実について	議員名	松本議員
【質問の要旨】 ○Uターンに繋がる郷土愛を育む郷土愛教育について、現状と今後の展開について			
【答弁の要旨】 現在、各小・中学校においては、「郷土教育の全体計画」を策定しており、例えば、 <u>小学校低学年では、正月の昔遊びを地域の方と一緒に楽しく遊びながら伝統の素晴らしさに気付いたり、地域に立つ石碑を見学し、その歴史や由来を調べること等を通して、自らの手でよりよい地域をつくろうとする態度を育んだり</u> しています。 <u>小学校高学年や中学校においては、さつま芋を育て、収穫した後、料理や焼酎を作ったり、職場体験学習等を通して、誇りや愛情をもって郷土の発展に尽くそうとする態度を育てたりする等、地域や学校の特色を生かした教育活動が展開</u> されています。 <u>また、各学校では、地域の方々に学校に協力いただく学校応援団事業に取り組み、地域の伝統芸能を体験したり、地域の方から歴史や文化の話をきいたりする等、様々な体験や交流活動</u> を通して、郷土のよさを体感したり、楽しんだりしながら学習を進めています。 <u>一方、地域では、ボランティアの方々の力をお借りして、鹿屋寺子屋事業を展開し、子供たちの学習活動を見守ったり、昔の遊びや地域の行事を体験したりする活動をおこなって</u> おります。 <u>また、十五夜祭りや伝統行事、史跡巡り等の様々な体験活動、小中学生への郷土芸能の伝承活動等、それぞれの地域において、郷土の歴史や文化を大切に</u> した活動がなされています。 <u>今後も、「地域の子どもは地域で育てる」という鹿屋のもつ優れた気風を大切に</u> し、恵まれた自然環境の中で、 <u>様々な体験活動や先人の足跡から学ぶ活動等の充実を図りながら、郷土に愛着をもち、郷土を大切に</u> 思う子供たちの育成に努めてまいります。			

2	郷土芸能や文化継承について	議員名	田辺議員
【質問の要旨】 ○文化財保存伝承の取組と時代につなぐための郷土芸能発展への取組はどうか、また、文化事業費での保存会への活動補助はできないか。			
【答弁の要旨】 現在、教育委員会では、 <u>地域に残る貴重な文化財を保存・継承していくために、民俗芸能の実態調査や記録保存を行うとともに、保存団体への活動費の補助をはじめ、情報提供なども行っている</u> ところです。 <u>このような中、「川東町八月口説(くどき)踊り」が平成29年度に復活し、また、本年4月には、「王子町鉦踊り」が県の無形民俗文化財に指定されるなど、地域の方々の「守り継承する」という理念に基づく主体的な取組が実を結んだもの</u> と考えております。 <u>また、昨年度から実施している「次代につなぐふるさと文化事業」では、高隈の「重田地区棒踊り」を高校生などに伝え、鹿屋市復興祭や鹿屋市文化祭等で披露したり、「八月踊り」等の活動記録を製作したり</u> しており、 <u>今後は、これらの資料を活用し、郷土芸能の魅力を広く発信すること</u> としております。			

さらに、今年度からは、「かのや風土記」の編さんにも取り組み、専門家に協力をいただきながら、鹿屋市民として“知っておくべき大事な歴史や文化”、“鹿屋に貢献した忘れてはならない人”などを中心に、“この1冊があれば鹿屋を学べる・語れる”、そういう風土記を作ることにより、地域の文化を伝えてまいりたいと考えております。

一方、子どもたちに対しては、“地域の子どもは地域で育てる”という鹿屋の持つ優れた気風のもと、「かのや学校応援団」や「鹿屋寺子屋事業」において、伝統行事を体験したり地域に残る文化財等を見学したりするなど、“地域が好きになり、地域に誇りを持てる”ような活動を町内会等の協力を得て、地域と学校が連携しながら行っているところです。

なお、貴重な郷土芸能を継承していくためには資金が必要であり、保存会の会費だけでは不足することも承知していることから、教育委員会としましては、各保存団体に補助金を交付しているところであり、併せて、各種文化財団等の助成事業も活用していただきたいと考えているところです。

3-1 休校中の家庭での学習について	議員名	市来議員
<p>【質問の要旨】 ○新型コロナウイルス感染症対策下での臨時休校中の家庭学習の内容はどのようなものであったか。</p>		
<p>【答弁の要旨】 新型コロナウイルス感染症拡大により臨時休校がなされましたが、その間、各学校では、<u>児童生徒の実態に応じた学習課題を提示し、計画的な家庭学習に取り組ませるよう努めてまいりました。</u></p> <p>例えば、復習プリントに取り組ませたり、自学ノートを活用した予習や作文コンクールなどの作品募集へ挑戦させたりするとともに、家庭で過ごす時間を有効に活用するため、学校図書館からの貸出冊数を通常より増やし、より多くの本に親しませたり、親子で読書感想カードを記入させたりしてきました。</p> <p>定期的に臨時登校日を設け、児童生徒の健康状態の確認や家庭学習の見届けをし、新たな学習課題の提示や本の貸し出しを行ってまいりました。</p> <p>本市では、今回、ICTを活用した遠隔授業等を実施することはできませんでしたが、教育委員会といたしましては、<u>今後、予想される新型コロナウイルス感染症発生による第2波等を想定し、家庭にいながらでも学習を進めることができるようにICT環境を整備してまいりたい。</u></p>		

3-2 授業や家庭学習における読書活動の推進について	議員名	市来議員
<p>【質問の要旨】 ○国語力の強化が学力の向上に繋がる、小中学生に本を読ませる取り組みはないか。</p>		
<p>【答弁の要旨】 御指摘のとおり、<u>国語力、とりわけ読解力の向上は、全ての学力の基盤であり、同時に、多感で最も大きく成長していく子供たちにとって、豊かな心やみずみずしい感性を育むことは、人格を形成する上で欠くことができないことであると認識しています。</u></p> <p>また一方で、<u>活字離れ、本離れ、集中力低下などが強く懸念されており、読解力向上を含めてこれらの課題に対応するためには、読書活動の充実が極めて有効な手立てであると考えています。</u></p> <p>そのため、各学校においては、 <u>①発達段階に応じた「目標読書冊数」の設定</u> <u>②全校で静かに取り組む「朝読書」の位置付け</u> <u>③郷土コーナーや季節感のある本など親しみやすい「学校図書館」の環境整備</u> <u>④授業と関連付けて幅広いジャンルの本に親しむ「並行読書」</u> <u>⑤楽しい読書活動にするための「読書貯金」や「読書郵便」</u> などに取り組んでおります。</p> <p>また、<u>⑥地域の方々の協力による「読み聞かせボランティア」⑦家庭との連携を図りながら、本年度からスタートした「親子の20分間読書」運動などにも取り組んでおります。</u></p> <p><u>教育委員会といたしましては、いつでも誰でも読みたい本を手にし、読むことのできる「まちなか図書館」の環境整備を進め、さまざまな機会に広く周知し、本を手にとりたくなる工夫を講じてまいります。また、今後とも鹿屋市子供読書活動推進計画に基づき、市立図書館の充実、移動図書館（ほたる号）の利用促進はもとより、各学校における読書活動の推進に努めてまいります。</u></p>		

4 有事の学校のあり方について	議員名	福崎議員
<p>【質問の要旨】 ○新型コロナ対策下での臨時休校による学習の遅れにどう対応するのか。</p>		
<p>【答弁の要旨】 国や県の要請を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置として、本市においては3月で16日、4・5月で10日、計26日間の臨時休校を実施しました。</p> <p>一方、臨時休校期間中、規則正しい生活習慣や学習習慣を維持できるように一日の計画表を作成させるとともに、学年や児童生徒の実態に応じた家庭学習を課すなど、児童生徒の学力保障や健康面への配慮をしたところです。</p> <p>また、臨時登校日や家庭訪問・電話相談等を実施することで、児童生徒の健康状態や家庭学習の進捗状況を定期的に確認し、適切に指導をしてまいりました。</p> <p>しかしながら、教科学習はもとより、本来、学校で学ぶべき価値ある様々な行事や体験学習などが、中止や延期を余儀なくされ、子どもたちの心身の発達に極めて大きな影響を及ぼしていると考えています。</p>		

各学校においては、授業時数を確保するために、行事を中止にしたり、年間指導計画を見直したりするなど懸命に努力をしておりますが、1学期に計画された学習内容を指導するために小・中学校共に平均約33時間が不足しており、教育委員会としましては、夏季休業期間を短縮するなどして、授業時間の確保を検討しているところであります。

また、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波等に見舞われ、やむなく臨時休校になった場合を想定し、これまで行ってきた対応に加え、国のGIGAスクール構想に基づき、年度内に校内のネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒に1人1台のタブレットの配布を検討しているところでございます。

5-1	新型コロナウイルス感染予防や臨時休校について	議員名	原田議員
-----	------------------------	-----	------

【質問の要旨】

○ 臨時休校による学習の遅れについてどのように対応するのか。

【答弁の要旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の措置として実施した3月から5月にかけての計26日間の臨時休校期間中、実施できなかった授業時数は、学年によって若干の違いはありますが、小学校で140時間、中学校で150時間ほどになっております。

この時間の中には卒業式や入学式をはじめ、身体計測や健康診断、一日遠足、児童会・生徒会活動など、年度末や年度初めに実施する授業以外の様々な行事も含まれております。

また、PTA行事や家庭訪問の中止、学校再開後は修学旅行や集団宿泊学習の延期等により生み出された時間を授業に充てたり、5校時までの授業である日を6校時授業に編成したりするなどの工夫を重ね、授業時間の確保に努めましたが、現段階では小・中学校ともに平均約33時間程度の時数が不足しています。

これらの学習の遅れを補うためには夏季休業期間における授業日を設定することが必要であり、児童生徒一人一人に学習内容を確実に定着させることが学校教育の責務であると考えております。

とりわけ、中学校につきましては、高校入試は現在のところおおかた例年どおりの日程や内容で実施されると予想しており、授業時数についてもしっかりと確保する必要があると考えています。

夏季休業期間の授業日の設定等につきましては、各学校の状況をきちんと把握するとともに、児童生徒への影響等を勘案し、近日中に適切に対応していきたいと考えております。

修学旅行や体育大会等の学校行事は、児童生徒が互いに協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動をとおして集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養う場として、その教育的意義は極めて大きいと認識しております。

そのようなことから修学旅行や体育大会のような児童生徒にとっても大きな意義のある行事については、児童生徒の心情等に配慮し、中止ではなく延期して実施することができるよう指導しているところです。

また、部活動につきましては、3密の回避等、感染症対策を十分にとりながら本市ガイドラインに則って校内で活動しており、6月12日までは練習試合等を自粛してきましたが、それ以降につきましては、3密等に十分注意しながら他校との試合も可能となっているところです。

教育委員会といたしましては、部活動を含めたすべての教育活動において、感染症や熱中症対策に十分配慮しながら、児童生徒の心身の発達に十分寄与できるよう取り組んで参ります。

5-2	GIGAスクール構想の実現について	議員名	原田議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○タブレット1人1台体制の整備の全体像とロードマップを示せ。 ○GIGAスクール構想の実現で教育はどう変わるか、また、課題は何か。 ○検討委員会メンバーに民間企業やIT専門家を加えるべきでないか</p> <p>【答弁の要旨】</p> <p>国は、当初、令和5年度までとしていた計画を新型コロナウイルス感染症等の影響から、<u>整備計画を前倒し、令和2年度補正予算で整備することとしました。</u> 本市においては、<u>令和2年度中に校内ネットワーク及び端末の整備を行い、令和3年度からの活用に向けて、「GIGAスクール検討委員会」で教員の指導力育成と学習スタイルの確立などの視点で年次的なロードマップを作成していきます。</u></p> <p>次に、GIGAスクール構想で本市の教育がどのように変わるか。ですが 本市の学校におけるICT機器を活用した授業では、教師がタブレットと電子黒板を活用して指導することが中心となっています。</p> <p>今後、<u>1人1台のタブレットが整備されることで、全ての児童生徒の考えや意見が瞬時に共有でき、それらを踏まえた双方向の授業が可能となり、学びが深まるものと考えています。</u></p> <p>また、1人ひとりがタブレットを活用することで、課題に対して、自らの学習として自覚し能動的になったり、学習したことが履歴として残ることから、<u>個に応じた学習が成立したり、考えを共有して対話する授業が可能となることで授業が活性化するなど、学びの質が変わるものと考えています。</u></p> <p>次に、実現に向けての課題と推進体制の構築についてお答えします。 GIGAスクール構想実現に向けた本市の課題は、 ・<u>機器の選定等を含めて各学校における環境整備を行うこと。</u> ・<u>1人1台タブレットを活用した学びのイメージいわゆる授業像を明確にすること。</u> ・<u>機器活用を含めた教職員の指導力向上を図ること。</u> ・<u>ネットワークを継続的に管理し、不具合等に即座に対応できる人的支援体制を確立することなどが考えられます。</u></p> <p>これらの課題を解決し、GIGAスクール構想を実現するためには、教育の情報化の知見を有する専門家のアドバイスは必要不可欠であると考えており、そのため、 <u>各県、各エリアに配置されたICT活用アドバイザーや庁内関係課、各学校代表からなる「GIGAスクール検討委員会」を開催し、タブレット選定から授業での活用についてご意見をいただき、市のロードマップに反映していきたいと考えています。</u> また、各学校にタブレットや通信システムが一斉に導入されることから、<u>外部のICT技術に知見を有する、例えばGIGAスクールサポーター等を活用し、学校の環境整備、端末等の使用マニュアルの作成などを行ってまいりたいと考えております。</u></p>			

6-1	教職員の時間外勤務について	議員名	中馬議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○本市の教職員の時間外の現状と改善点は何か ○学校管理規則改正の基準は何か ○時間外勤務の上限ガイドラインの「臨時的な特別の事情」とは何か</p>			

【答弁の要旨】

本市における昨年10月、1か月間の持ち帰り業務を除く時間外勤務についてですが、小学校教職員の428人の内、月60時間以下の時間外勤務者が323人（75.5%）。月60時間～80時間が80人（19.4%）、月80時間以上は、教頭9人、教諭等13人の22人（5.1%）であり、小学校の1か月全体の平均超過勤務時間は、45時間35分でした。

文科省が公表した直近の全国平均値と比べますと、約12時間短くなっています。

続いて中学校教職員243人の内、月60時間以下の時間外勤務者は157人（64.7%）、月60～80時間が52人（21.4%）、月80時間以上は、教頭5人教諭等29人の計34人（13.9%）であり、中学校の1か月全体の平均超過勤務時間は50時間36分でした。直近の全国平均値と比べますと、約13時間短くなっています。

一方、新型コロナウイルスへの対応は除き、年度当初から各学校で検討された行事や教育課程は、集団宿泊学習の短縮、家庭訪問から三者相談への変更、一日遠足やPTA活動の削減、合唱コンクール等の文化祭への統合などがあり、各学校で工夫や改善を加えながら、効率のいい学校行事等の運営に努めています。

また、鹿屋市教育委員会としましては、昨年度から本年度にかけて、英語教育推進会議や小中学校教科指導力研修会、管理職研修会など、6つの研修会や会合等の内容や時間の削減、または縮減を行うなどして、教職員の負担軽減に努めているところです。

次にいわゆる「給特法の一部を改正する法律に基づく鹿屋市学校管理規則の一部改正」についてお答えします。

この法律は、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が平成30年1月に策定した、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、業務を行う時間の上限を各地方公共団体の条例や規則等へ反映するように求めたものであります。

鹿屋市教育委員会としましては、令和2年1月に文科省が発出した通知に基き、「1か月の時間外在校等時間の上限については45時間」、「1年間の時間外在校等時間の上限については360時間」とするなど、業務を行う上限時間を明記し、令和2年3月25日に鹿屋市立学校管理規則の一部を改正いたしました。

続いて（3）の「臨時的な特別な事情」についてですが、具体的に想定される業務としては、「学校事故等が生じて対応を要する場合」や、「大きく命に関わるような非常変災」、また「生徒指導上の重大事案が発生し、児童生徒等へ深刻な影響が生じる場合」などが想定されます。

なお、このような事態に該当するかどうかは、服務監督権者である鹿屋市教育委員会と当該学校長が緊密に連携を図りながら、状況に応じて判断することとなります。

鹿屋市教育委員会としましては、改正した規則の実効性を高めるためにも、まず、全教職員へ改正した規則の趣旨を周知するとともに、教職員の意識改革を推進したいと思っております。

さらに、各学校における取組の実施状況を把握した上で、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化について適切に指導して参りたいと思っております。

6-2	フッ化物洗口について	議員名	中馬議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○フッ化物洗口を希望している児童の割合と中学校での導入状況はどうか ○転入教職員等に対する研修・指導はどうか ○問題発生時のマニュアルはどうか ○プラスチックコップでなく紙コップのほうが衛生的ではないか</p> <p>【答弁の要旨】</p> <p>まず、希望者の割合ですが、<u>本年度は市内小学校の92%の児童が希望しております。中学校の実施については、臨時休校による遅れなどがありましたが、保護者への説明やうがいの練習といった手順を丁寧に行い、実施体制が整った中学校から順次実施してきております。</u> <u>現在、2校が開始し、1学期中には概ね全ての中学校で実施することとしております。</u></p> <p><u>教職員に対する対応ですが、本年度の転入教職員については、年度当初の管理職研修会において具体的な実施方法や安全面に関する配慮など、フッ化物洗口全般についての研修を行い、さらに、転入管理職については、改めて実技研修を行い、理解を深めるとともに具体的な方法を習得させたところ</u>であります。他の教職員については、各学校での研修や管理職からの指導を行うなどして、実際の運用ができるようにしているところです。</p> <p><u>対応マニュアルについてのおたずねですが、本市においては、学校フッ化物洗口実施にかかる一連の手順や薬剤の保管、問題が発生した際の留意事項等を整理した「鹿屋市『学校フッ化物洗口』実施マニュアル」及び「学校フッ化物洗口Q&A」を歯科医師会や保健所等の監修のもと作成し、各学校では、このマニュアルを基に実施しております。</u></p> <p><u>平成29年度の開始時から、現在までに洗口を希望していない児童への洗口液の配布、洗口液を誤って飲み込む誤飲、薬剤の希釈濃度の間違いといったような事例がいくつかございますがいずれも、健康被害等はありません。</u></p> <p><u>しかしながら、このようなことが起こらないように管理職研修会等で事例を基に指導するとともに、マニュアルの見直しを行い、確実に実施できるように、随時改善を行ってまいります。</u></p> <p>最後にプラスチックコップの使用についてです。小学校では、歯磨き用として毎日使用しているプラスチックコップを専用保管庫に入れたり、個人保管したりして使用しています。</p> <p>中学校では歯磨き時にコップを使用しない生徒もいますが、これまで小学校で使用していたプラスチックコップ等を持参し、それらのコップについては、小学校での個人保管と同様に、自分で衛生的に管理できるよう指導しているところでもあります。</p> <p>市教育委員会としましては、今後も全ての子供たちの生涯にわたる歯と口の健康及び心身の健康増進のため、各校での取組が、よりよく実施されますよう改善を図りながら、フッ化物洗口事業を進めてまいりたいと考えております。</p>			
7	新型コロナウイルス感染症に対する今後の取組について	議員名	柴立議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○今後、全国の感染者が増加しても、本市でPCR検査陽性者が出ていない場合、学校の対応をどうするのか</p>			

【答弁の要旨】

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、県知事等からの要請を受け、児童生徒の安心・安全を第一に考え、市内の小・中学校、鹿屋女子高等学校及び鹿屋看護専門学校を、3月から5月10日までの間において、実質26日の臨時休校を行いました。

今後、新型コロナウイルス感染症の第2波等により、これまでのケースと同様、緊急事態宣言が出され、県知事等からの休校要請が出された場合には、本市において感染者が発生していなくても、臨時休校と判断せざるを得ないと考えております。

一方、休校要請が出されず、各市町村において判断する場合には、市内の状況や近隣の市町村の発生状況を踏まえつつ、児童生徒の学業への影響や発達段階に伴う心身の成長、保護者の負担等を総合的に勘案し、慎重に判断していきたいと考えております。

8 児童の登下校の安全対策について

議員名

米永議員

【質問の要旨】

子どもの腰痛予防や児童の登下校時の不審者対策としても有効と思われる軽いリュックサックのようなランドセルの利用について、見解を示されたい。

【答弁の要旨】

これまで、子どもたちが背負っているランドセルの多くが約1kgから1.5kgであり、教科書等の学用品等を入れますと、平均して5.7kg重い日は10kg以上になることもあります。

これが小さな子どもにとって健康被害等があるという指摘があったことから、文部科学省は平成30年9月6日に都道府県の教育委員会に対し、児童生徒が登下校時に持ち運ぶ教科書、教材、学用品の重さや量に配慮するよう促す事務連絡を発出し、これにより、家庭学習に必要な教科書等は持ち帰らず、学校に置くようになったところです。

なお、議員ご指摘のように、比較的安価なりュックサック型の様々なランドセル等も市販されています。

本市では、これらにつきましては、どの学校もランドセルについては規定していませんので、自由に選ぶこととなっています。

一方、冒頭申し上げましたように、現在のランドセルは1kg強であることから、子どもたちに負荷を与えているのは、ランドセル自体の重さよりも中にある教科書等の重さといえます。

今後なるべく子どもたちの負担過重にならないように、学校に置く物、家に持ち帰る物等について、学校に工夫改善するよう指導してまいりたいと考えます。

9 コロナ対策としての就学援助の拡充について

議員名

時吉議員

【質問の要旨】

新型コロナウイルスの影響により、収入が減少している世帯を就学援助費の対象とすべきではないか。

【答弁の要旨】

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的としております。

6月2日現在で、就学援助を受けている児童生徒数は、小学校1,449名で、全体の22.6%、中学校822名で、全体の26.6%になります。

今年度の制度の周知については、例年同様、昨年度末の2月に小中学校に在籍する全ての保護者に対して、制度案内と申請書の配布を行っております。

さらに、今回の感染症対策といたしまして、収入が大きく減少している保護者がいることを想定し、4月21日付けで再度、保護者への案内を行い、感染症の影響等により、就学援助が必要となった世帯において、年度の途中であっても申請を受け付け、柔軟かつ迅速に対応できるようにしたところです。

今後も感染症の影響は続くと予想しており、義務教育の円滑な実施に向けて、様々な努力をしてまいります。

10 | ブックシャワーの設置について

議員名 | 西菌議員

【質問の要旨】

新型コロナウイルス感染症対策のためにも、今こそブックシャワーの設置が必要ではないか。

【答弁の要旨】

ブックシャワーには、

- ① 紫外線を照射し、ノロやインフルエンザ等のウイルスの殺菌
- ② 消臭抗菌剤を循環させ、煙草臭や動物臭などの消臭
- ③ 風を当てて、ページ間に挟まったホコリや髪の毛等の清掃

等の機能があり、紫外線の照射は、新型コロナウイルスにも効果があるという実験結果も発表されています。

また、数年前までは、九州では1つの図書館のみブックシャワーを導入していましたが、現在では、18の図書館に導入されており、新型コロナウイルス感染防止対策のため、今後、さらに導入が進んでいくものと思われます。

本市といたしましても、新型コロナウイルス感染はもとより、様々なウイルスの感染症予防対策として、市民が安心して本を借りられ、より充実した読書環境を提供できるよう、ブックシャワーの設置について検討してまいります。

11 | 子育てしやすいまちづくりについて

議員名 | 児玉議員

【質問の要旨】

制服等学用品費用の負担軽減に伴う施策及び制服のコストダウン（制服の統一など）への取組について述べてほしい。

【答弁の要旨】

現在、鹿屋市においては、各学校で制服を定めており、生徒にとってその制服は、学校への所属意識を高めたり、公私のけじめをつけ、学習に集中させたり、保護者の経済的負担を軽減したりすることなどの良さがあります。

一方、議員からありました市町村で統一した制服につきましても、制服のコストダウンが図られ、リサイクルを行いやすいなどの良さがあると認識しています。

本市において、中学校入学時に準備しなければならない制服やかばん、体育服等の費用については、6万から8万円程度必要となっています。

そこで、就学援助制度においては負担軽減のため、中学校新入学生全体の約26%の家庭に対して、入学前に入学準備金を支給しているところです。

各学校では、学校の制服等をはじめ学用品の選定について、児童生徒や保護者の考え、機能性や安全性、時代の進展の状況などを踏まえ、学校長の責任において選定しておりますが、市全体で統一した制服の採用につきましては、コスト面などすべての保護者にメリットがあることから、今後、保護者や各学校からの意見を聴取するなど研究してまいりたいと考えています。

12	新型コロナ感染症における本市の対応について	議員名	吉岡議員
----	-----------------------	-----	------

【質問の要旨】

- 地域の医療人材確保のため、鹿屋看護専門学校の充実を図らなければならない。
- 地元就職率向上のため、看護師の奨学資金を免除することはできないか。

【答弁の要旨】

本校卒業生の地元への就職率向上は大きな課題ととらえており、現在、看護専門学校においては、地元採用及び地元就職率の向上対策といたしまして、

平成25年度入学生から、鹿屋市医師会協力のもと、地元医療機関の奨学生募集、就職説明会を実施

平成29年度入学生から、社会人地元枠での入学試験を実施

平成30年度入学生から、地元高校生を対象とした指定校推薦入試を導入しているところでございます。

また、広報活動といたしましては、開校当初から、高校の進路指導担当者への学校説明会を開催したり、教員による学校訪問等を実施しており、毎年10月、学校祭とオープンキャンパスを同時開催し、本校の魅力を発信しているところです。

地域貢献活動といたしまして、鹿屋女子校で実施されるキッズビジネスタウンへの看護学生や教員の参加協力を行っているところです。

なお、本年度から、鹿屋女子校で実施される総合選択制における看護系・医療系の講師として、看護専門学校の教員が入試対策や実技指導を行うことになっています。

次に、奨学資金についてお答えいたします。

本市で行っている奨学資金制度は、経済的理由等により修学が困難な方に対して、奨学資金を無利子で貸与する制度であります。

議員ご質問の「本市に看護師として定住した場合、奨学資金の返還を免除する考えはないか」につきましては、本市で働く看護師の確保対策及び医療の充実に寄与するものと考えています

教育委員会としましては、看護師に限らず様々な職種の担い手確保や、定住促進政策の一環として、奨学資金の返還免除制度は、一定の効果が期待されるものと認識しております。

他の自治体では返還不要の給付型や返還免除型などの取組みが行われおり、本市としましては、様々な観点から奨学資金制度の効果や課題について調査分析を行うとともに、国、県また各地方自治体の実施状況を踏まえながら調査・研究してまいりたいと考えます。

報告 (2) 令和2年度実施 鹿屋看護専門学校入学試験日程について

(別 紙)

1 教育委員会諮問

家庭・地域の教育力の向上について
～地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの検討～

2 諮問内容の主旨

(1) 目的と背景

ア 鹿屋市第3期教育振興基本計画「教育大綱の基本理念」

未来を担う心豊かでたくましい人づくり

イ 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題

- 近年、社会の変化に伴い、児童生徒が本来、家庭の中で身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識が十分に備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘される中、子育て世代を支える力が弱くなり、子育ての不安や悩みを解消する場や機会を増やす必要がある。
- 平成26年に「鹿児島県家庭教育支援条例」が施行されたことを受けて、「家庭は教育の原点」であり重要な役割を担うことを再認識するとともに、地域住民とのふれあいや豊かな体験活動等を通して、他人を思いやる心や善悪の判断等の倫理観を育てていくことが重要視されている。
- 地域社会においては、児童生徒の日常の見守りのほか、青少年の健全育成に向けた取組、地域の大人や異年齢との交流などを通じた様々な人づくりにつながる活動がある。
- 家庭・地域・学校・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、家庭教育の自主性を尊重しつつ相互に協力できる取組を推進し、家庭や地域の教育力を高め、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりが求められている。

(2) 生涯学習課の対象事業

- ア 家庭教育支援事業（家庭教育学級、講演会、子育て講座等）
- イ かのや学校応援団事業、鹿屋寺子屋事業
- ウ 社会教育関係団体活動促進事業（市子連、市P連等）
- エ 「親と子の20分間読書」運動 等

(3) 協議の視点

視点1 家庭・地域の教育力向上のための体制づくりと環境整備

（家庭教育支援や地域の教育力向上の仕組を整備し、家庭や地域の教育力を高める方策を考える）

視点2 家庭・地域・学校・行政の役割と協働・連携する取組の推進

（家庭・地域・学校・行政それぞれの役割と協働・連携する取組の推進策を考える）

3 会議の進行計画（令和2年度～令和3年度）

年度	回	期日	内容	会議形式
令和2年度	第1回	6月30日(火)	○主要施策概要説明 ○諮問内容提示	①全体会 ②分科会
	第2回	10月9日(金)	○テーマ研究（現状と課題）	①分科会
	第3回	2月17日(水)	○諮問内容に係る具体策の研究	①分科会
令和3年度	第4回	未定・5月	○各班具体策についての全体協議 ○提言原案作成（分科会案）	①全体会 ②分科会
	第5回	未定・11月	○提言原案作成（分科会案） ○提言原案作成（全体協議）	①分科会 ②全体会
	第6回	未定・2月	○提言まとめ	①全体会